

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道青少年健全育成審議会
会 長 丸 山 治

北海道青少年健全育成条例の見直しの基本的な考え方について（答申）

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日、北海道知事から本審議会に対して「北海道青少年健全育成条例改正の基本的な考え方について」諮問があり、青少年を取り巻く状況を確認の上、審議を行った結果、次の事項について条例改正が必要であるとの結論に至ったので、答申します。

記

1 青少年の健全な育成のための社会環境の整備

青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるゲームソフトを適切に有害図書類に指定し、図書類取扱業者による青少年への販売等を制限するため、ゲームソフト審査団体のうち、適切な審査団体を知事の指定団体とし、同審査団体が 1 8 歳未満の青少年の視聴を不相当としたものを有害図書類として取り扱う、団体指定方式による有害図書類の指定を行うことが適当である。

2 青少年の福祉を阻害するおそれのある行為の制限

青少年が自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、電子メールや SNS 等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が年々増加しているが、現行法令等では、青少年の画像提供を未然に防止することが十分にはできていないことから、青少年が画像を提供する前段階の、行為者が不当な手段等により自画撮り画像を要求する行為を新たに罰則付きで規制することが適当である。